

令和3年3月31日

人 事 院 事 務 総 長

「人事院規則12-0（職員の懲戒）の運用について」の一部改正
について（通知）

「人事院規則12-0（職員の懲戒）の運用について（昭和32年6月1日職
職一393）」の一部を下記のとおり改正したので、令和3年5月1日以降は、
これによってください。

なお、同日前に発令された懲戒処分に係る懲戒処分書を同日以後に交付する場
合の懲戒処分書に記載すべき事項については、なお従前の例によることができま
す。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改
正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
第5条関係 1～3 （略） 4 懲戒処分書には、次に掲げる事 項を記載するものとする。 一～五 （略） 六 「任命権者」の文字 <u>並びに任</u>	第5条関係 1～3 （略） 4 懲戒処分書には、次に掲げる事 項を記載するものとする。 一～五 （略） 六 「任命権者」の文字 <u>及び任命</u>

<u>命権者の組織上の名称及び氏名</u>	<u>権者の組織上の名称</u>
七 <u>文書番号</u>	七 <u>任命権者の氏名及び官印</u>
5 (略)	5 (略)

以 上